

定期的検査における精密検査及び板厚計測に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

定期的検査における精密検査及び板厚計測に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S21 及び S21A においては、それぞればら積貨物船及びその他の船舶の倉口蓋及び倉口縁材についての要件が規定されている。同 IACS 統一規則の寸法に関する要件は、グロス寸法から腐食予備厚を控除したネット寸法に対して強度要件を満足させるという考え方に基づいており、衰耗時の切替基準もこの考え方に対応したものとなっている。同切替基準に関連し、著しい腐食が確認された場合、その後の衰耗を抑制又は確認するため、塗装を優良に保つか毎年の板厚計測が要求されている。

一方、鋼船規則 B 編においては、これらの倉口蓋及び倉口縁材について、著しい腐食が確認された場合は塗装による保守にかかわらず、その後の年次検査において板厚計測を要求していたことから、IACS 統一規則での取扱いに準じ、塗装による保守を行うことで状態を優良に保つ場合には、板厚計測が省略できるよう改めた。

併せて、定期的検査における精密検査及び板厚計測について、鋼船規則 B 編においては、塗装状態が優良である等の条件を満たした場合は、一部を省略できる又は軽減することができる旨を規定しているが、軽減することができる精密検査及び板厚計測の範囲及び程度に関し、より明確な表現となるよう、就航後の船体検査に関する要件を規定している IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズを参考に、当該規定を改めた。

改正内容

- (1) 寸法要件にネット寸法手法が用いられた倉口蓋及び倉口縁材について、塗装による保守を行うことで状態を優良に保つ場合には、板厚計測が省略できるよう改めた。
- (2) 定期的検査における精密検査及び板厚計測について、塗装状態が優良である等の条件を満たした場合にあっては、平均的な状態を把握するのに十分な範囲及び程度まで軽減することができる旨を明確するよう改めた。